

軽自動車税等の変更手続きのご案内

軽自動車税は毎年4月1日現在登録のある原動機付自転車、軽自動車等を所有している方が納める税金です。現在所有の軽自動車等に、廃車や移転、登録内容等の変更がある場合は、それぞれ該当する機関で手続きを行ってください。

◎手続き機関（お問い合わせ先）

車両の種類	手続き機関(お問合せ先)	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ◆原動機付自転車 (125cc以下のバイク) ◆小型特殊自動車 ◆ミニカー 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録内容の変更・廃車 名義変更・ナンバー変更・廃車・転出等 丸森町役場 町民税務課課税班へ ○丸森町外へ転出 丸森町役場で廃車手続き後、転出先の 市区町村の軽自動車税担当課へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書 ・ナンバープレート (廃車・転出のとき) ・身分証明書(免許証等) ・廃車証明書(転出先へ)
<ul style="list-style-type: none"> ◆軽二輪 (125cc超～ 250cc以下のバイク) 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録内容の変更・廃車 東北運輸局 宮城運輸支局 Tel:050-5540-2011 仙台市宮城野区扇町3丁目3-15 ○宮城県外へ転出 転出先の運輸支局へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑(所有者・使用者分) ・車検証 (軽二輪は届出済証) ・使用者の住所の証明書類 (住民票等) (名義変更・住所変更・ 転出のとき) ・ナンバープレート (廃車・転出のとき) ・自賠責証書 (使用者変更のとき) <p style="text-align: right;">など</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆軽三輪 ◆軽四輪(乗用・貨物) 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録内容の変更・廃車 軽自動車検査協会宮城主管事務所 Tel:050-3816-1830 仙台市宮城野区中野四丁目 1-38 ○宮城県外へ転出 転出先の軽自動車協会へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート (廃車・転出のとき) ・自賠責証書 (使用者変更のとき) <p style="text-align: right;">など</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆二輪小型自動車 (250cc超のバイク) 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録内容の変更・廃車 東北運輸局 宮城運輸支局 Tel:050-5540-2011 仙台市宮城野区扇町3丁目3-15 ○宮城県外へ転出 転出先の運輸支局へ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>必要なものは手続き内容により異なる場合があります。事前に電話等で確認のうえ手続きをしてください。</p> </div>

※県外ナンバーを取得し税止めの代行申告を依頼しなかった場合、丸森町への税止めの申告が必要です。

【注意】賦課期日の直前に異動があった場合において、申告情報の反映が間に合わずに異動前の納付書をお送りすることがあります。現況と異なる通知内容であれば早急にご連絡ください。